

目黒区空家適正管理助成金交付要綱

令和元年8月5日付け目都整第961号決定

(目的)

第1条 この要綱は、目黒区の区域内（以下「区内」という。）にある空家を所有する者等が空家を適切に管理するために支出した費用の一部を助成することにより、周辺的生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 区内にある一戸建ての住宅で、居住その他の使用がなされていないもの。併用住宅の場合は、店舗等が営業していないこと。また、倉庫、物置、社宅等は含まない。
- (2) 管理委託 空家の管理を請負その他の契約により、当該契約の相手方に行わせること。
- (3) 樹木のせん定 空家の存する敷地内の樹木で周辺的生活環境に悪影響を及ぼす可能性があるものについて、切り詰め等を行うこと。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成の対象となる者は、当該空家を所有する者又は当該空家の法定相続人（いずれも法人を除く。以下「所有者等」という。）とする。

(助成要件)

第4条 空家の管理委託に係る助成（以下「管理委託助成」という。）及び樹木のせん定に係る助成（以下「樹木せん定助成」という。）の対象となる空家は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 防犯、防災、衛生、景観等の観点から、空家の適切な管理に資するものと認められる管理委託を行っており、空家の適切な管理がなされていること。
- (2) 管理委託を行っている旨並びに管理委託を受託しているものの名称及び連絡先を表示した掲示物を設置していること。
- (3) 所有者等が、前年度の区市町村民税及び固定資産税・都市計画税を滞納していないこと。
- (4) 当該空家について、過去においてこの要綱に基づく助成を受けていないこと。
- (5) 樹木せん定助成の手続については、管理委託助成を受けている期間内に行うこと。

(助成対象期間及び回数の制限)

第5条 この要綱により助成を受けることができる期間及び回数は、目黒区空家適正管理助成金交付要領（以下「要領」という。）に定めるとおりとし、助成金の交付決定後に要した費用について助成する。

(助成金の額)

第6条 この要綱による助成金の額は、当該年度の予算の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、算定の結果1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 管理委託助成 空家の管理委託に要した年度単位の総額に2分の1を乗じた額で、1月あたりの上限は2,000円
- (2) 樹木せん定助成 樹木のせん定に要した費用に2分の1を乗じた額で、上限は20,000円

(助成金の交付申請)

第7条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、区長が指定する期日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書に別に定める必要書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 管理委託助成 目黒区空家適正管理助成金(管理委託)交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 樹木せん定助成 目黒区空家適正管理助成金(樹木せん定)交付申請書(別記第2号様式)

- 2 前項第1号の規定による助成金の交付申請は、当該年度毎に行わなければならない。
- 3 第1項第2号の規定による助成金の交付申請は、樹木のせん定を開始する前に行わなければならない。

(代理申請)

第8条 申請者は、助成金の交付申請に係る手続について、管理委託を受託した者に委任することができる。

- 2 前項の規定により代理申請を行う者が申請者に代わって申請するときは、第7条の規定による申請の際に、当該申請に係る委任状を添えて、区長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定及び通知)

第9条 区長は、第7条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成の要件を満たすと認めるときは、目黒区空家適正管理助成金交付決定通知書(別記第3号様式)(以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、助成金の交付決定に際して条件を付すことができる。
- 3 区長は、第1項の審査により、助成の要件を満たしていないと認めるときは、目黒区空家適正管理助成金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、目黒区空家適正管理助成金申請取下げ届(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 決定通知書の通知を受けた後、管理委託又は樹木のせん定を取り止める場合
- (2) その他助成金交付申請の取下げを希望する場合

2 申請者が助成金の受領について必要な手続を区長が定める期日までに行わないときは、申請の取下げがあったものとみなす。

(実績報告書)

第11条 この要綱による助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、管理委託若しくは樹木のせん定の完了のとき又は管理委託助成の交付決定に係る会計年度が終了したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報告書に必要書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 管理委託助成 目黒区空家適正管理助成金(管理委託)実績報告書(別記第6号様式)(以下「実績報告書」という。)
- (2) 樹木せん定助成 目黒区空家適正管理助成金(樹木せん定)実績報告書(別記第7号様式)

2 前項第1号の規定による助成金の実績報告は、当該年度毎に行わなければならない。

3 年度末まで管理委託助成を受ける場合は、区長が指定する期間に、当該年度の実績報告書に必要書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第12条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成の要件を満たすと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、目黒区空家適正管理助成金額確定通知書(別記第8号様式)(以下「金額確定通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 区長は、前条の規定による調査の結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを交付決定者に対して指導することができる。

(助成金の交付請求及び交付)

第14条 金額確定通知書の通知を受けた者は、区長が指定する期日までに、目黒区空家適正管理助成金交付請求書(別記第9号様式)により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定に際して付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する等区長が助成金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、目黒区空家適正管理助成金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、金額確定通知書による通知後においても適用するものとする。

(助成金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付されているときは、目黒区空家適正管理助成金返還請求書（別記第11号様式）により、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

第17条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関し必要な事項は、都市整備部長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。